

居宅介護支援重要事項説明書

事業所指定番号 4670112426

社会福祉法人 慈愛会 居宅介護支援事業所 架け橋

住 所 鹿児島市住吉町2番3号 エクシード住吉101号

電 話 099(239)7311・FAX 099(239)7312

1. 事業の目的

以下の目的により事業の提供をさせていただきます。

社会福祉法人慈愛会が開設する居宅介護支援事業所架け橋（以下、事業所という）が行う。居宅介護支援等の事業（以下「事業」という）の適正な運営を行うために管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は要介護状態にある高齢者及び障害者に対して、適正な情報提供と、自己決定に基づく介護支援計画作成、及びモニタリングを行い、自立支援とケアマネジメントサービスを提供することを目的とします。

2. 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう相談に応じて、必要なサービスを組み合わせて利用できるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の職員体制等

職 種	担当者及び人数	業 務 内 容
管理者 (主任介護支援専門員)	柳田 きよみ	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに要介護認定申請手続き、介護支援計画作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング、苦情処理などの一連の業務にあたる
主任介護支援専門員、 介護支援専門員など	常勤：1名以上 (利用者数に応じ、常勤・非常勤の介護支援専門員を増員します)	要介護認定申請手続き・介護支援計画作成・サービス担当者会議開催、モニタリング等の業務に当たる

4. サービス提供時間

営業日 月曜日～土曜日
(日・祝日、8月14日～8月15日、12月30日～1月3日は除きます。)

営業時間 8:30～17:30

5. 居宅介護支援の提供方法

居宅介護支援事業の内容は介護保険法に定められた業務として、訪問面接調査・課題分析(全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成を使用)・サービス担当者会議・1ヶ月ごとの居宅訪問・モニタリング、更新申請、介護保険施設等の紹介、苦情受け付け等を行います。また、利用者の意志に基づいた契約を確保する為、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができるものとします。

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

要件

- ・利用者の同意を得る
- ・サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得る。
(利用者の状態が安定しており、家族のサポートがある場合も含めて、テレビ電話装置等を介して意思疎通ができる。テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業所との連携により情報収集を行う)
- ・少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問する。

6. 医療機関との連携

利用者が医療機関等に入院した際、その入院先医療機関へ担当介護支援専門員の事業所名、氏名、連絡先を伝えてもらうように利用者、家族へ依頼します。

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、鹿児島市内です。

8. 状態の変化、緊急事態における対応法

介護支援専門員等は、ケアプランの実施中に利用者の病状に変化、その他緊急事態が生じたときは速やかに再調査と実態把握につとめ、再評価とケアプランの見直しとケア担当者への連絡調整・カンファレンスを行い、その結果を保険者たる市町村に対し報告します。

9. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をします。また利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

10. 守秘義務

守秘義務は法律により定められており、緊急による利用者の生命・身体等に危険がある場合や円滑なサービス提供を行うにあたって必要な場合(詳細は個人情報使用同意書参照下さい)を除いて第三者に知らすことはありません。

1 1. 苦情処理

従業者の行ったケアマネジメントの業務遂行の過程・ケア担当者のサービス提供上の過程で利用者等からの苦情が生じた場合は、事業所管理者を窓口として、速やかに状況の確認を行い、調整処理いたします。

その際、利用者宅の私有物の破損・紛失など明らかな過失が当事業所、または居宅サービス事業所に認められる場合は損失に相当する支弁を何らかの形態で行います。

居宅介護支援事業所 架け橋 サービス相談窓口 管理者 柳田 きよみ	電話番号：099-239-7311 FAX番号：099-239-7312 相談担当：管理者及び統括責任者 受付時間：8:30～17:30
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	電話番号：099-213-5122 受付時間：9:00～17:00
鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部介護保険課給付係	電話番号：099-216-1280 受付時間：8:30～17:15
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部福祉サービス運営適正化委員会	電話番号：099-286-2200 受付時間：9:00～16:00

1 2. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 4. 業務継続計画（BCP）の策定等

事業所は、感染症や非常災害において、利用者に対する必要な介護サービス提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な策を講じる。また定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

事業所の介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。

1 5. 職員の質の向上

介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を可能な限り確保します。

1 6. その他

当事業所は、介護保険法に基づき、利用者の自立支援と、介護サービス提供を調整するものであり、関係する事業所、個人からの利益の収受を固く禁じます。

17. 利用料金及び居宅介護支援費

介護援計画を作成した場合の利用料の額は、全額保険給付されることにより、利用者負担はなしとします。ただし、保険料滞納等の理由により、介護サービス計画費が支給されない利用者の場合は、公示額の全額を申し受けます。(別紙1参照：R6年4月1日 介護報酬改定により施行)

別紙1

居宅介護支援費Ⅰ

(居宅介護支援費Ⅱを算定していない事業所)

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 件未満	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 件以上 60 件未満	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 件以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費Ⅱ

(指定居宅事業所等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム活用及び事務職員の配置を行っている事業所)

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 件未満	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 件以上 60 件未満	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 件以上	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

介護予防支援費 (Ⅱ)

(指定居宅介護支援事業者が行う場合)

介護支援専門員 1 人あたりの取り扱い件数は、居宅介護支援費算定の 3 分の 1 を乗じた件数	要支援 1・2	472 単位
---	---------	--------

特定事業所加算

算定要件		(I) 519 単位	(II) 421 単位	(III) 323 単位	(A) 114 単位
1	専ら指定居宅介護園の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること *利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差支えない	2 名以上	1 名以上	1 名以上	1 名以上
2	専ら指定居宅介護園の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること *利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差支えない	3 名以上	3 名以上	2 名以上	常勤 非常勤 各 1 名以上
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○			
4	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○			○ 連携でも可
5	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○	×		
6	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○			○ 連携でも可
7	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○			
8	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○			
9	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○			
10	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること	○			
11	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○			○ 連携でも可
12	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○			○ 連携でも可
13	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○			

加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合 2段階の介護度変更があり計画作成をした場合	300 単位
入院時情報連携加算 (I)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供していること *入院日以前の情報提供含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	250 単位
入院時情報連携加算 (II)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供していること *営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日含む。	200 単位
イ) 退院・退所加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位 1人につき月 1回限度
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること 特定事業所加算 (I) (II) (III) いずれかを算定している事	125 単位

減算

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%減算
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害発生時における BCP（業務継続計画）を策定すること 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	基本単位数の 100 分の 1 減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合 ・虐待防止検討委員会の開催（TV 電話可） ・指針の整備・研修の実施・担当者の設置	基本単位数の 100 分の 1 減算

18. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。(別紙2参照)

別紙 2

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	%
通所介護	%
地域密着型通所介護	%
福祉用具貸与	%

- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	%	%	%
通所介護	%	%	%
地域密着型通所介護	%	%	%
福祉用具貸与	%	%	%

- ③ 判定期間(令和 年度)

☐ 前期: 3月1日～8月末日

☐ 後期: 9月1日～2月末日

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 慈愛会
居宅介護支援事業所 架け橋

所在地 鹿児島市住吉町2番3号 エクシード住吉101号

管理者 柳田きよみ

説明者 _____

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____

(続 柄)